

令和 7 年 2 月 4 日
生活文化政策部
市民活動推進課

世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年第 1 回年区議会定例会に世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月 令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
公布（同日施行）

1 0 月 料金改定

世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立敬老会館条例 平成9年3月12日条例第26号 改正 平成11年6月25日条例第33号 平成12年12月11日条例第112号 平成13年6月18日条例第52号 平成14年3月13日条例第18号 平成19年12月11日条例第65号 平成21年6月22日条例第31号 平成24年12月10日条例第71号 平成28年12月9日条例第61号 平成30年3月6日条例第9号 <u>令和7年3月●日条例第●号</u> 世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例（昭和32年4月世田谷区条例第5号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第1条 高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立敬老会館（以下「会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 会館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （施設） 第3条 会館の施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。 （使用することができる者の範囲）	○世田谷区立敬老会館条例 平成9年3月12日条例第26号 改正 平成11年6月25日条例第33号 平成12年12月11日条例第112号 平成13年6月18日条例第52号 平成14年3月13日条例第18号 平成19年12月11日条例第65号 平成21年6月22日条例第31号 平成24年12月10日条例第71号 平成28年12月9日条例第61号 平成30年3月6日条例第9号 世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例（昭和32年4月世田谷区条例第5号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第1条 高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立敬老会館（以下「会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 会館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （施設） 第3条 会館の施設（以下「施設」という。）は、別表第2のとおりとする。 （使用することができる者の範囲）

改正後	改正前
第4条 施設を使用することができる者は、別表第3のとおりとする。 ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、第9条第1項第1号及び第2号に規定する団体等は、施設を使用することができる。 (使用の手続等) 第5条 施設（大広間及び洋室にあっては、午後5時30分以降に使用する場合に限る。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3 第1項の場合において、施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。 4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 5 区長は、施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。	第4条 施設を使用することができる者は、別表第3のとおりとする。 ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 2 前項に定めるもののほか、第9条第1項第1号及び第2号に規定する団体等は、施設を使用することができる。 (使用の手続等) 第5条 施設（大広間及び洋室にあっては、午後5時30分以降に使用する場合に限る。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 2 前項に規定する施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3 第1項の場合において、施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。 4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 5 区長は、施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。

改正後	改正前
(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 (2) 使用料を納付していないとき。 (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (使用の条件)	(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 (2) 使用料を納付していないとき。 (3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (使用の条件)
第6条 区長は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (承認の取消し等)	第6条 区長は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (承認の取消し等)
第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用料)	第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用料)
第8条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。	第8条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。
2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の減免)	2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の減免)
第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額	第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額

改正後	改正前
(3) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (4) 前3号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付) 第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (特別の設備等) 第11条 施設を使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止) 第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務) 第13条 施設を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。第7条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償) 第14条 会館の建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等) 第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を禁止することができる。	(3) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (4) 前3号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付) 第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (特別の設備等) 第11条 施設を使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 (使用権の譲渡等の禁止) 第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務) 第13条 施設を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。第7条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 (損害賠償) 第14条 会館の建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 (入館の制限等) 第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を禁止することができる。

改正後	改正前
(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号のほか、管理上支障があるとき。 2 会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。ただし、世田谷区立中町公園高齢者集会所、世田谷区立桜高齢者集会所、世田谷区立上馬高齢者集会所及び世田谷区立成城高齢者集会所の公用開始の日は、同年10月1日とする。 2 この条例による改正後の第3条から第5条まで、第12条、別表第2及び別表第3の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格、手続等について適用する。 3 この条例による改正後の第8条から第10条まで及び別表第4の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年6月25日条例第33号） この条例は、平成11年10月1日から施行する。 附 則（平成12年12月11日条例第112号） 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成13年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成13年6月18日条例第52号） この条例は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成14年3月13日条例第18号）	(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号のほか、管理上支障があるとき。 2 会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成9年9月1日から施行する。ただし、世田谷区立中町公園高齢者集会所、世田谷区立桜高齢者集会所、世田谷区立上馬高齢者集会所及び世田谷区立成城高齢者集会所の公用開始の日は、同年10月1日とする。 2 この条例による改正後の第3条から第5条まで、第12条、別表第2及び別表第3の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用者資格、手続等について適用する。 3 この条例による改正後の第8条から第10条まで及び別表第4の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年6月25日条例第33号） この条例は、平成11年10月1日から施行する。 附 則（平成12年12月11日条例第112号） 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成13年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成13年6月18日条例第52号） この条例は、平成13年10月1日から施行する。 附 則（平成14年3月13日条例第18号）

改正後	改正前
この条例は、平成14年6月1日から施行する。 附 則（平成19年12月11日条例第65号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成21年6月22日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年12月10日条例第71号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成28年12月9日条例第61号） この条例は、平成28年12月10日から施行する。ただし、世田谷区立北鳥山東敬老会館の大広間及び洋室の公用開始の日は、平成29年2月16日とする。 附 則（平成30年3月6日条例第9号） 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （1）第4条第2項の改正規定、第5条第1項の改正規定（「午後6時」を「午後5時30分」に改める部分に限る。）、同条第3項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第9条に1項を加える改正規定、別表第3の改正規定及び別表第4の改正規定並びに次項の規定 公布の日 （2）第5条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第4項を第5項とする改正規定、同条第3項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、	この条例は、平成14年6月1日から施行する。 附 則（平成19年12月11日条例第65号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成21年6月22日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年12月10日条例第71号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成28年12月9日条例第61号） この条例は、平成28年12月10日から施行する。ただし、世田谷区立北鳥山東敬老会館の大広間及び洋室の公用開始の日は、平成29年2月16日とする。 附 則（平成30年3月6日条例第9号） 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （1）第4条第2項の改正規定、第5条第1項の改正規定（「午後6時」を「午後5時30分」に改める部分に限る。）、同条第3項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第9条に1項を加える改正規定、別表第3の改正規定及び別表第4の改正規定並びに次項の規定 公布の日 （2）第5条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第4項を第5項とする改正規定、同条第3項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、

改正後	改正前																
同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第8条に1項を加える改正規定 平成30年10月1日 2 この条例の規定（第5条第1項の改正規定（「午後6時」を「午後5時30分」に改める部分に限る。）、第9条に1項を加える改正規定、別表第3の改正規定及び別表第4の改正規定に限る。）による改正後の第5条第1項、第9条第2項、別表第3及び別表第4の規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和7年3月●日条例第●号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表4の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。</u>	同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第8条に1項を加える改正規定 平成30年10月1日 2 この条例の規定（第5条第1項の改正規定（「午後6時」を「午後5時30分」に改める部分に限る。）、第9条に1項を加える改正規定、別表第3の改正規定及び別表第4の改正規定に限る。）による改正後の第5条第1項、第9条第2項、別表第3及び別表第4の規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。																
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>東京都世田谷区北烏山二丁目2番6号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区桜一丁目2番19号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区上馬四丁目36番9号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立北烏山東敬老会館	東京都世田谷区北烏山二丁目2番6号	世田谷区立桜高齢者集会所	東京都世田谷区桜一丁目2番19号	世田谷区立上馬高齢者集会所	東京都世田谷区上馬四丁目36番9号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>東京都世田谷区北烏山二丁目2番6号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区桜一丁目2番19号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区上馬四丁目36番9号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立北烏山東敬老会館	東京都世田谷区北烏山二丁目2番6号	世田谷区立桜高齢者集会所	東京都世田谷区桜一丁目2番19号	世田谷区立上馬高齢者集会所	東京都世田谷区上馬四丁目36番9号
名称	位置																
世田谷区立北烏山東敬老会館	東京都世田谷区北烏山二丁目2番6号																
世田谷区立桜高齢者集会所	東京都世田谷区桜一丁目2番19号																
世田谷区立上馬高齢者集会所	東京都世田谷区上馬四丁目36番9号																
名称	位置																
世田谷区立北烏山東敬老会館	東京都世田谷区北烏山二丁目2番6号																
世田谷区立桜高齢者集会所	東京都世田谷区桜一丁目2番19号																
世田谷区立上馬高齢者集会所	東京都世田谷区上馬四丁目36番9号																
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>大広間 洋室</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）</td></tr> <tr> <td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き） 多目的ホール</td></tr> </tbody> </table>	名称	施設	世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間 洋室	世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）	世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き） 多目的ホール	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>大広間 洋室</td></tr> <tr> <td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）</td></tr> <tr> <td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き） 多目的ホール</td></tr> </tbody> </table>	名称	施設	世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間 洋室	世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）	世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き） 多目的ホール
名称	施設																
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間 洋室																
世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）																
世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き） 多目的ホール																
名称	施設																
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間 洋室																
世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）																
世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き） 多目的ホール																
別表第3（第4条関係）	別表第3（第4条関係）																

改正後				改正前			
	施設名	使用することができる者			施設名	使用することができる者	
	大広間 洋室	午後 5 時 まで	区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）		大広間 洋室	午後 5 時 まで	区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
		午後 5 時 30分以降	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （１） 構成員の 2 分の 1 以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の 2 分の 1 以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２） 構成員の総数が 5 人以上であること。			午後 5 時 30分以降	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （１） 構成員の 2 分の 1 以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の 2 分の 1 以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２） 構成員の総数が 5 人以上であること。
	多目的ホール	区民等の団体			多目的ホール	区民等の団体	

別表第 4（第 8 条関係）

名称	施設の種別	午前	午後 A	午後 B	夕方	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 0 時から午後 2 時 30 分まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分まで	午後 8 時から午後 10 時まで
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間				260円	260円
	洋室				260円	260円

別表第 4（第 8 条関係）

名称	施設の種別	午前	午後 A	午後 B	夕方	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 0 時から午後 2 時 30 分まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分まで	午後 8 時から午後 10 時まで
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間				200円	200円
	洋室				200円	200円

改正後							改正前								
世田谷区 立桜高齢 者集会所	大広間 （舞台 付き）				<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	世田谷区 立桜高齢 者集会所	大広間 （舞台 付き）				<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>		
	世田谷区 立上馬高 齢者集会 所	大広間 （舞台 付き）				<u>260円</u>		<u>260円</u>	世田谷区 立上馬高 齢者集会 所	大広間 （舞台 付き）				<u>200円</u>	<u>200円</u>
	多目的 ホール	<u>4,470円</u>	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>		多目的 ホール	<u>3,450円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>		
備考 二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。							備考 二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。								